

## 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素より、埼玉縣信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、**2020年4月1日以降**に新規開設いただく普通預金口座について「未利用口座管理手数料」を適用させていただくこととなりました。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 【対象となる口座について】

- ・ 2020年4月1日以降に開設された普通預金口座であること
- ・ 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座であること

ただし、次の場合は対象とはなりません。

- ・ 該当の普通預金口座の残高が1万円以上である場合
- ・ 同一支店で他に定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等のお取引がある場合
- ・ 同一支店でお借入がある場合

※ 普通預金口座には総合口座ならびに無利息型普通預金口座も含まれます。

※ 紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

### 【未利用口座管理手数料のご案内について】

- ・ お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ・ ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

### 【口座の自動解約について】

- ・ 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- ・ なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは、お取引店舗までお問い合わせください。